

国土交通省  
新型インフルエンザ等  
業務継続計画

平成27年3月  
国土交通省

## 目 次

1. 本計画について.....	1
(1) 本計画の目的.....	1
(2) 国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係.....	2
(3) 本計画の適用範囲.....	3
(4) 政府及び国土交通省の体制.....	4
① 平常時の体制.....	4
② 新型インフルエンザ等発生時の体制.....	4
2. 被害想定について.....	7
3. 業務継続計画の基本的な考え方について.....	8
(1) 国土交通省に求められる役割.....	8
(2) 業務継続の基本方針.....	8
4. 執務体制の確保及び業務の分類について.....	10
(1) 意思決定のできる執務体制の確保.....	10
(2) 業務の分類.....	11
① 強化・拡充業務.....	11
①－1 国土交通省における強化・拡充業務.....	12
①－2 所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務...	12
② 一般継続業務.....	13
②－1 国民生活に必要なサービス提供業務.....	13
②－2 社会インフラ維持・安全確保業務.....	14
②－3 組織維持業務.....	14
③ その他の業務.....	15
(3) 業務の優先順位.....	15

5. 人員計画の策定について .....	17
(1) 人員計画の策定.....	17
(2) 必要な人員の確保 .....	19
① 職員感染時の対応 .....	19
② 感染した職員等のサービス上の扱い .....	20
③ 勤務形態・通勤方法の検討 .....	20
④ 特定接種.....	21
6. 感染対策の徹底について .....	22
(1) 手洗い.....	22
(2) うがい、咳エチケット及びマスク .....	22
(3) 来訪者の接遇.....	24
7. 業務継続計画の運用について .....	25
(1) 業務継続計画の発動 .....	25
(2) 通常体制への復帰 .....	25
(3) 教育・訓練.....	26
(4) 点検・改善.....	26

# 1. 本計画について

## (1) 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得してないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響力が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

こうした要請を受け、平成26年3月31日の「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（第52回）で「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が決定された。同ガイドラインは、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省におけ

る適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とするものである。

同ガイドラインでは、国民生活や関連業界に与える影響に鑑み、また、地方公共団体や民間事業者が計画を策定する際の参考となるよう適切な検討を行った上で、全ての府省等が同ガイドラインに沿って業務継続計画を策定、公表することが求められている。

本計画は、航空機・鉄道・船舶・バス等の公共交通機関の運行（運航）・安全確保、空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の国民生活上重要な施設の管理・安全確保、下水道事業等のライフライン事業、災害時の情報提供・管制・治安維持等の国民に対する直接的なサービス提供といった国土交通省の所管業務及び国土交通省所管事業者の事業の継続・縮小・中断が国民生活に与える影響に鑑み、また、これら事業者が計画を策定する際の参考となるよう、新型インフルエンザ等発生時の国土交通省における執務体制のあり方等を定めるものである。

## （２）国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係

業務継続計画については、すでに、国土交通省業務継続計画（首都直下地震）を策定している。新型インフルエンザ等の業務継続計画を検討するにあたって、同業務継続計画との間では、国土交通省の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。

しかしながら、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、下表に掲げるような相違点も多く見られる。

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベ

		ルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

このため、本計画においては、国土交通省業務継続計画（首都直下地震）における議論を参考としつつ、新型インフルエンザ等の場合において特に必要となる被害想定や人員計画等について個別に検討を行っていくこととする。

### （３）本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、国土交通省本省のほか、以下の組織とする。なお、現場部門を有する組織については、現場の実態を反映した計画を適宜策定することとする。

- 施設等機関  
国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所
- 特別の機関  
国土地理院、海難審判所
- 地方支分部局  
地方整備局、地方航空局、北海道開発局、航空交通管制部、地方運輸局

## ○ 外局

観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁

このほか、独立行政法人について、特に国民生活に密接に関係する自動車の検査業務は、国民の移動手段の確保等を図るために新型インフルエンザ等発生時にも継続する必要があることから、自動車検査独立行政法人についても同様の計画を定め、国土交通省と連携して運用する。

## (4) 政府及び国土交通省の体制

### ① 平常時の体制

平常時における政府全体の体制としては、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(主宰：内閣総理大臣)及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(議長：内閣危機管理監、以下「関係省庁対策会議」という。)において関係省庁の密接な連携を確保し、政府一体となって対応することとしている。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について、検討、決定している。

また、国土交通省においては、これまで、国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部(本部長：国土交通大臣)を設置し、国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画を決定(平成20年3月)するなどの対策を実施してきたところであるが、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月)を受け、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年6月)に改定している。

### ② 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合の政府全体の体制としては、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部(本部長：内閣総

理大臣、以下「政府対策本部」という。)が設置され、基本的対処方針の決定等を行うこととなる。その際、内閣官房には、内閣官房副長官補(内政)を長とする新型インフルエンザ等対策本部事務局(以下「政府対策本部事務局」という。)が組織され、各種対策の調整等が行われる。

また、国土交通省においては、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部(本部長:国土交通大臣、以下「国土交通省対策本部」という。)が設置され、感染対策や業務継続・縮小の方針等について協議することとされている。

〔以上につき次頁図参照〕

## 新型インフルエンザ等に係る政府及び国土交通省の体制について

	事案発生時の体制	平常時の体制
政 府	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffffcc;"> <p><b>新型インフルエンザ等対策本部</b> (本部長：内閣総理大臣)</p> </div> <p>【参考】 豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策として「新型インフルエンザ対策本部」を設置(H21.4.28設置、H22.8.27廃止)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ccffcc;"> <p><b>新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議</b> (議長：内閣危機管理監)</p> </div> <p>【H16.3.2設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策行動計画 (H21.2.17 改定)</li> <li>・新型インフルエンザ対策ガイドライン (H21.2.17 決定)</li> <li>・新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン (H21.8. 7 策定)</li> <li>・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン (H26.3.31 決定)</li> </ul>
国 土 交 通 省	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffcc99;"> <p><b>国土交通省新型インフルエンザ等対策本部</b> (本部長：国土交通大臣)</p> </div> <p>【参考】 豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策として「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」を設置(H21.4.28設置、H22.8.27廃止)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ccffcc;"> <p><b>国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部</b> (本部長：国土交通大臣)</p> </div> <p>【H20.3.25 設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画 (H21.3.25 改定)</li> <li>・国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画 (H25.6.27 改定)</li> </ul>

## 2. 被害想定について

- 国民の25%が感染し、全職員の最大40%が欠勤
- 約8週間の流行期間
- 経済・社会活動の縮小、社会インフラやライフラインへの影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）。職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者 不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

### 3. 業務継続計画の基本的な考え方について

#### (1) 国土交通省に求められる役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国土交通省における新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

#### (2) 業務継続の基本方針

- |  |                 |
|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 強化・拡充業務については、優先的に実施</li><li>○ 一般継続業務については、適切に継続</li><li>○ 発生時継続業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫</li><li>○ 発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入</li><li>○ 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断</li><li>○ 新型インフルエンザ様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請</li></ul> | } 発生時<br>} 継続業務 |
|--|-----------------|

- 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇に取得を認め、外出自粛の徹底を要請

国土交通省では、職員の生命・健康を守るとともに、道路、航空、港湾等のライフラインや社会インフラの破たんを防止するため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小が困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

このため、強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。また、家族にり患者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされている可能性がある。このため、外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

#### 4. 執務体制の確保及び業務の分類について

- 各課室等の意思決定のできる執務体制について予め決定
- 以下の業務について順に優先処理
  - ① 強化・拡充業務
    - ①－1 国土交通省における強化・拡充業務
    - ①－2 所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務
  - ② 一般継続業務
    - ②－1 国民生活に必要なサービス提供業務
    - ②－2 社会インフラ・ライフライン維持業務
    - ②－3 組織維持業務
  - ③ その他の業務

##### (1) 意思決定のできる執務体制の確保

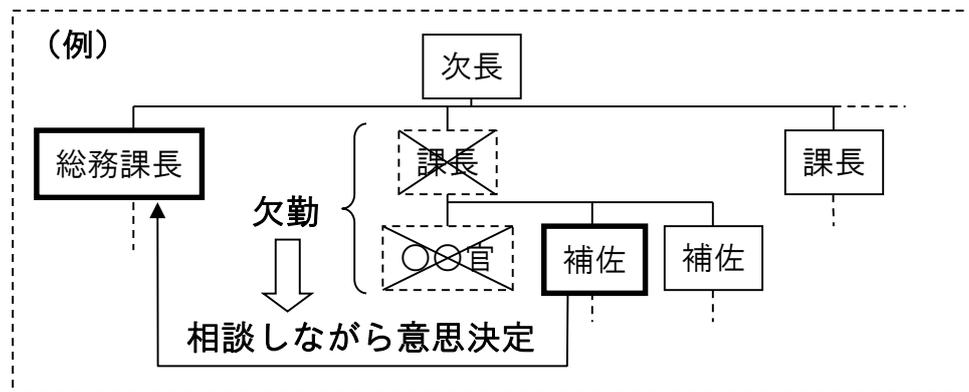
新型インフルエンザ等まん延時には、通常時にも増して、各課室等（※1）における意思決定過程に係る執務体制を確保しておくことが重要である。本計画においては最大で職員の40%が欠勤する想定であり、特に、同一部局内で同一の業務を担当する立場の近い複数の者は常に近距離で執務・対話していることから同時期に感染する可能性がある。このため、意思決定過程に係る業務を行う複数の職員が同時期に感染し、欠勤した場合には執務体制に問題が生じると考えられる。

※1 各課室等とは、…課、…室、…官付、…本部、…支局、…現場チーム等のように、組織上同一の名称を有する同一場所における10～20名程度の組織を想定しているが、各課室等の実情に応じ、複数組織として又は組織を分割して検討を行うことも可能である。

例えば、ある課室等における欠勤人数が2～3名であったとしても、それが課長及び代決権者（※2）である課長補佐又は官職にある者等であった場

合には、その課室等では組織としての意思決定が困難になるため、それ以外の課長補佐が総務課長に相談しながら意思決定を行っていく等の措置が必要になると考えられる（下図参照）。

※2 代決権者とは、国土交通省決裁規則（平成13年国土交通省訓令第1号）第2条における代決権者をいう。



図：課長と代決権者等が欠勤した場合の意思決定

このように、課室長等が不在の場合、基本的にはその上司や課長補佐等が一時的に業務を代行することが必要になると想定されるため、その際の業務執行体制について予め確認しておくことが必要である。

## (2) 業務の分類

以上のような執務体制が確保されている前提の下で、新型インフルエンザ等のまん延期に国土交通省として優先的に処理すべき業務は、強化・拡充業務（新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務）及び、一般継続業務（最低限の国民生活の維持等に必要な業務で大幅に縮小することが困難な業務等）である。

### ① 強化・拡充業務

強化・拡充業務とは、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものである。本業務については、以下のとおり、国土交通省における

強化・拡充業務（①－１）と所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務（①－２）に分類して整理する。

## ①－１ 国土交通省における強化・拡充業務

### （危機管理業務）

国土交通省における強化・拡充業務としては、国土交通省対策本部の設置・開催、政府現地对策本部への職員の派遣、感染拡大等防止対策の推進、各種会合の開催、幹部指示に基づく対策、政府対策本部等への参加、関係機関との連絡調整等に係る業務等がある。

### （省内感染拡大防止対策業務）

また、これらの危機管理業務のほか、国内外の職員への注意喚起、海外渡航中の職員の安否確認、職員の感染状況の把握、省内での新型インフルエンザ等対策に関する業務（特にマスクや消毒剤の準備、休暇制度の運用、庁舎の管理等に係る担当）等については、まん延時において優先的に処理することが必要となる。

### （広報業務）

さらに、国民及び所管事業者等に対し、感染状況や国土交通省の具体的な新型インフルエンザ等対策に関する最新の情報を提供するため、広報関係業務も必要である。

## ①－２ 所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務

### （水際対策業務）

所管事業者等における強化・拡充業務としては、空港・港湾における検疫業務に対する協力、航空・海運の国際便に係る運航自粛の検討、海外渡航者に関する新型インフルエンザ等感染に係る注意喚起等がある。国土交通省に

においては、これら所管事業者等が実施する水際対策について、情報提供や注意喚起、連絡調整を含め、必要な指導や支援を行う。

### **（社会機能維持対策業務）**

一方、所管事業者等の行う事業のうち、公共交通機関の運行（運航）等については、新型インフルエンザ等発生時における社会機能維持のため、最低限必要な事業の継続、それ以外の事業の縮小・中断、これら業務の仕分け、体制移行の時期等について検討・決定することが必要である。国土交通省としては、そのために必要な指導・助言や経営に影響が生ずる場合の必要な支援等を行う業務を実施する。

### **（国内感染拡大防止対策業務）**

また、不特定多数の者が出入する施設を管理する事業者や公共交通事業者等に対しては、事業者や国民の間における更なる感染拡大を防止するための対策等の推進を促すことが必要である。これを効果的に行うため、事業を所管する課室等において、所管事業者等における新型インフルエンザ等の感染状況等を把握し、必要な連絡・調整等業務を行う。

## **② 一般継続業務**

一方、一般継続業務は、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。本業務については、以下のとおり、国民に対する直接的なサービス等提供業務（②－１）、社会インフラ維持業務（②－２）、組織維持業務（②－３）に分類する。

### **②－１ 国民生活に必要なサービス提供業務**

国土交通省においては、輸送機関の管制、治安維持、非常災害や事故・事件時における情報提供、輸送機関の検査、所管事業に関する許認可等、国民

生活に必要なサービス等を提供している部門も多く、これらの業務については、新型インフルエンザ等まん延時においても、通常通りのサービス水準を維持することが必要となる。なお、これらの業務は国民生活に必要なサービスの一例であり、この他にも同種の業務として各課室等において必要なものについては本業務の対象とする。

## ②－２ 社会インフラ維持・安全確保業務

### （公共交通機関の安全確保）

国土交通省においては、平常時から航空、鉄道、船舶、バス等の公共交通機関の安全確保のために必要な指導・監査・検査等を行っているが、新型インフルエンザ等まん延時においても、これら公共交通機関による運行（運航）については、所管省庁として必要な安全確保に係る業務を行うことが必要であることから、一般継続業務の対象とする。

### （生活関連施設の管理・安全確保）

また、国土交通省では、所管する空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の管理や下水道事業等、国民生活の維持のために重要な施設の維持・管理や安全確保に関する業務・事業を平常時から行っている。新型インフルエンザ等まん延時においても、これらが同様に維持・管理され、国民が安心して利用できる状況が確保されることが必要であることから、本業務も一般継続業務の対象とする。

## ②－３ 組織維持業務

一方、組織維持のために必要な業務については、予算・国会・福利厚生・人事・会計等の業務のうち、強化・拡充業務以外のものが該当する。これら業務については、新型インフルエンザ等の想定において約８週間の流行期間があるとされており、短期的な中断にとどまらないことから、最低限必要な業務については平常時と同様に維持することが必要である。

これら業務については、具体的には、予算関連業務（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応等業務）、国会関連業務（質問・資料要求対応等業務）、福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）、人事業務（人事発令、給与等業務）、会計業務（物品・サービス調達、官庁会計システム管理、庁舎管理等業務）がある。

この点、福利厚生・人事・会計等部門においては、①－１の国土交通省における強化・拡充業務において継続することとされている省内感染拡大防止対策業務である福利厚生業務（感染者数の把握、マスクの配布等）、人事業務（休暇制度の運用等）、会計業務（庁舎管理、マスク・消毒薬の調達等）等と平行して業務を行うこととなる点に留意する必要がある。

なお、新型インフルエンザ等発生時においては、これらの業務量をできるだけ縮小する観点から、作業の発注・とりまとめを行う課室等において、可能な限り作業や手続きの簡素化を図り、作業を行う課室等における負担を軽減するための具体的な方策を検討する。

### ③ その他の業務

一方、これらの業務以外の業務（その他の業務）については、①及び②の業務を非常時において推進するために一時的に縮小・中断する。

### （３）業務の優先順位

このように、国土交通省が行う業務としては、①強化・拡充業務として①－１国土交通省における強化・拡充業務と①－２所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務が、②一般継続業務として②－１国民生活に必要なサービス等提供業務、②－２社会インフラ維持・安全確保業務、②－３組織維持業務が考えられるが、新型インフルエンザ等がまん延した場合に

おける優先順位については、

- ①－1 国土交通省における強化・拡充業務を推進するとともに、
- ①－2 所管事業者における強化・拡充業務を指導・支援し、
- ②－1 国民に対するサービス提供業務が滞らないようにしつつ、
- ②－2 社会インフラについても平常どおり維持・管理し、
- ②－3 まん延が長期にわたる想定の下で組織維持業務も遂行する、
- ③ 一方、これらの業務にかかる職員が欠勤した場合には、その他の業務を行う職員が一時的にこれらの業務を行う

という手順が相当であると考えられることから、原則として①－1 ⇒ ①－2 ⇒ ②－1 ⇒ ②－2 ⇒ ②－3 ⇒ ③という優先順位とする。しかしながら、被害想定の下での各課室等の業務や人員等の実態を考慮し、これらの原則的な業務の優先順位を変更することも考えられる。

## 5. 人員計画の策定について

### (1) 人員計画の策定

4.(2)においては、新型インフルエンザ等発生時において優先的に行うべき業務について順位付けて分類したが、これを整理したものが下表である。

(業務の仕分けと原則的な優先順位について)

#### ① 強化・拡充業務

国土交通省における強化・拡充業務 (①-1)
危機管理業務：感染拡大等防止対策の推進、会合開催、幹部指示に基づく対策
省内感染拡大防止対策業務：国内外の職員への注意喚起、感染状況の把握、省内での新型インフルエンザ等対策（マスク、休暇制度等）
広報業務：感染状況や新型インフルエンザ等対策に関する広報
所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務 (①-2)
水際対策業務：検疫への協力、運航の自粛、海外渡航者への注意喚起
社会機能維持対策業務：所管事業の縮小・継続に係る指導、経営支援
国内感染拡大防止対策業務：所管事業者等の感染状況把握・感染拡大防止対策

#### ② 一般継続業務

国民生活に必要なサービス提供業務 (②-1)
管制、治安維持、検査、許認可、情報提供、緊急事案対応等
社会インフラ維持・安全確保業務 (②-2)
公共交通機関の安全確保：航空、鉄道、船舶、バス
生活関連等施設の管理・安全確保：空港、港湾、道路、ダム、河川施設、下水道
組織維持業務 (②-3)
予算・国会・福利厚生・人事・会計等業務 (新型インフルエンザ等まん延時においても継続する必要があるものに限る)

### ③ その他の業務

#### その他の業務（③）

このうち、①強化・拡充業務と②一般継続業務については、新型インフルエンザ等発生時に優先的に実施することが必要な業務又は業務量を大幅に縮小することが困難な業務とされているため、各課室等においては、原則としてこの優先順位に従って業務を継続するための人員計画を策定する。

①強化・拡充業務と②一般継続業務に対する平常時と同様の人員の割当が不可能な場合、原則として、一次的には当該業務の執行体制を合理化した体制での同一課室等での処理を行った上で、それが不可能な場合においては、他の課室等からの応援要員を一時的に置くことを検討する。

応援要員の配置については、原則として、同一の局・部等、各課室等における共通の上部組織の下にある他の課室等から人員を融通することとし、その際の調整については、融通を行う複数の各課室等のほか、当該局・部等におけるとりまとめの課室等が関与して行う。

この部署間応援及び必要な調整については、原則として同一庁舎内を想定しているが、特に、現場組織等において有資格者を確保する必要性が高く、他の庁舎における職員との調整が可能である場合等においては、他庁舎との間における検討を行うことも考えられる。なお、それでも有資格者を確保できないような場合には、サービスの品質や安全の確保の観点から、業務全体の縮小を含めて検討を行う。

なお、応援要員が新型インフルエンザ等発生時に他の課室等の業務を行う事態に備えて、発生時継続業務を実施するための専門知識が必要な場合においては、マニュアルの準備・平時からの認識の共有や教育訓練などにより代替性を高めておくことが必要である。

## (2) 必要な人員の確保

(1) に従って策定した各課室等における人員計画については、新型インフルエンザ等発生時において現実に効果的な活用ができるよう、職員感染時における人事上の措置を含む対応、感染リスクのある職員の把握による計画発動時期の見極め、必要な人員を勤務形態の工夫によって確保する方法等を含め、計画上必要な人員を確保する必要がある。

### ① 職員感染時の対応

健康上具合の悪い職員に対しては、通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。インフルエンザ様症状を発症している場合は、海外発生期・国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に相談の上でその結果を連絡させ、当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。

その結果、職員が新型インフルエンザ等に感染したことが発覚した場合、治療薬としてタミフル、リレンザの投与が抗インフルエンザウイルス薬として有効とされていることから、職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。また、海外発生期・国内感染早期において、感染した職員と同一部署等における濃厚接触者の可能性がある職員については、帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従う。

また、職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合は、当該職員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、海外発生期・国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターへの相談、国内感染期においては病院・診療所の受診を勧奨し、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。また、当該職員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。

このように、職員が新型インフルエンザ等に感染した場合又はインフルエンザ様症状を発症した場合には、「新型インフルエンザ等の連絡体制について（変更）」（平成27年3月30日国官福第808号）等に基づき、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約する。

## ② 感染した職員等の服務上の扱い

新型インフルエンザ等に感染した職員に対しては、病気休暇の取得を呼びかける。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止とすることができる。

一方、濃厚接触者として、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛要請等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇の取得を呼びかける。

## ③ 勤務形態・通勤方法の検討

保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合については、年次休暇の取得を原則とするが、必要に応じて早出遅出勤務を実施する。在宅勤務については、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

また、新型インフルエンザ等まん延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、公共交通機関の運行状況、混雑状況を考慮し必要に応じて時差通勤を実施する。

一方、通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、

自転車等通勤者のための駐輪場の確保を検討することとする。

#### ④ 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時におこなわれる予防接種をいう。

政府対策本部長の指示があった場合は、「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員」に対して本人の同意を得て実施する。

## 6. 感染対策の徹底について

通常の季節性インフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されている。基本的には、この二つの感染経路についての対策を講ずることが必要と考えられる。

なお、新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、新型インフルエンザと同様に飛沫感染と接触感染が考えられるが、他に空気感染も考えられる。

### (1) 手洗い

接触感染においては、患者の体液が付着した部位を免疫がない人が手指等で触れ、その手で自分の粘膜を触ることによって間接的に感染する。接触感染防止のためには手洗いの励行が効果的であり、流水と石鹼を用いた手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクをさげる。また、濃度60～80%のアルコール製剤によってウイルスは死滅するとされていることから、以下のような手洗いに係る指導を徹底する。

- 手洗いは、付着したウイルスを除去するため、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要である。その旨及び具体的な手洗いの方法を図示したポスター・チラシを手洗所に備え付ける。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

### (2) うがい、咳エチケット及びマスク

一方、飛沫感染においては、感染者が咳やくしゃみをする時、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを免疫のない人が吸

い込み、粘膜に接触することで感染する。これに対しては、うがいの励行のほか、ティッシュで口や鼻を押さえる等、咳エチケットの徹底やマスク着用の呼びかけによって飛沫の拡散を防止する。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別がつきにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員についても、咳エチケットの徹底等に関する呼びかけを行う。

○ 咳やくしゃみをする際は、以下のような方法をとる。

① マスクを着用する。

② ティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔を背けて飛沫感染を防ぐ。咳やくしゃみをした際に使用したティッシュは速やかに廃棄し手洗いをする。

※ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだものはすぐにゴミ箱に捨てる必要があることから、口と鼻を覆うのはハンカチではなくティッシュが望ましい。

※ 手を洗う場所がない場合に備えて、携行用速乾性<sup>さっしき</sup>擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが望ましい。

③ ティッシュなどがいない場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他人から顔を背けて飛沫感染を防ぐ。咳やくしゃみをした際に押さえた前腕部は洗うか、消毒用アルコール製剤で拭く。

※ ティッシュがない場合に袖口で口と鼻を押さえるのは、袖口は手等とは異なり、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

○ 感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないことから、うがい・手洗い等の感染防止策を併

せて講じることを望ましい。また、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用については、咳やくしゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることが期待できる。従って、上記のような咳・くしゃみの場合又はインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要である。

- マスク、ティッシュ、携行用速乾性<sup>さっしき</sup>擦式消毒用アルコール製剤の購入については職員自身による準備を原則とするが、窓口職員等、特に着用が推奨される者などについては、各局の実行予算の範囲内で措置することを検討する。

### (3) 来訪者の接遇

- 来訪者について、発熱症状のある場合には庁舎への入館を控えてもらおうよう呼びかける看板等を庁舎入口に掲示し、来訪者への理解を促す。
- 窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を可能な限りとれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼びかけるポスターやチラシを作成し、来訪場所入口などに掲示する。

## 7. 業務継続計画の運用について

以上のような業務継続計画の考え方及び策定方法に基づいて作成した業務継続計画の運用については、以下のとおりとする。

### (1) 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部を開催するとともに、速やかに予め定めておいた業務継続計画における体制に移行する。

この移行時期については、国内発生早期の宣言の時期を勘案しつつ危機管理室において示すこととするが、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、その前の時点において同体制に移行することを妨げるものではない。

### (2) 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、危機管理室において、通常体制への移行を検討し、適当と判断される場合には通常体制への移行の時期を示すこととする。なお、この場合においても、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、引き続き業務継続計画における体制を維持することを妨げない。

この場合、インフルエンザの流行は第一波が小康状態となった後、第二波、第三波と流行の波が来る可能性があることに留意する必要がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合には、一度発症して治癒した者は免疫ができるため、再度感染しにくくなると考えられるが、ウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化する恐れがある。また、新型インフルエンザ等により患したと考えられていたものが実は通常の季節性イン

フルエンザに感染したに過ぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、通常体制への以降後も感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

### (3) 教育・訓練

策定した業務継続計画については、課員に対して周知し、理解させることが必要である。特に、誰が欠勤するかによって職員に対する具体的な業務の割当て方は異なってくることから、想定欠勤者数が課室等内において発生した場合を想定し、想定欠勤者を課室等の職員に対してランダムに割り当てた場合の対応について数パターンを設定して確認するなど、図上訓練を含めた教育や訓練を実施し、課室等の職員に対して業務継続計画の考え方や具体的な運用方法について理解を深めることが望ましい。

### (4) 点検・改善

業務継続計画の策定後における人事異動や教育・訓練の状況については、各課室等において、定期的に既存の業務継続計画における改善点として整理するとともに、必要に応じて既存の計画の改正を行う。また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザ等に関する政府としての方針が変更された場合には、業務継続計画の所要の改正を行う。